

平成二十二年三月十六日（火曜日）

出席委員（十七名）

委員長	横山憲一		
副委員長	小野稔		
委員	清水孝夫	鶴賀谷	貴
	奈良岡文英	藤林	公正
	吉村忠男	相馬	勝治
	平田博幸	工藤	健一
	佐々木政美	横山	哲英
	野呂日出男	浅利	直志
	古川次男	前田	清
	齋藤恵一		

欠席委員（一名）

對馬光久

説明のため出席した者

町長部局

町長	小田桐智高
副町長	浅利一
総務課長選管事務局長併任	三上治
財政課長	新谷義昭
税務課長	泉田裕明
企画課長	小杉利彦
住民課長	浅利勇藏
福祉課長	高木博
農政課長農委事務局長併任	浅利克
建設課長	兵藤寿
上下水道課長	根岸鉄二
会計管理者会計課長兼務	村上一志
常盤支所長	木村義治

監 査 委 員	神 忠 勝
選 管 委 員 長	小 田 桐 旭 雄
教 育 委 員 長	鳴 海 諄
教 育 長	舘 山 新 一
学 務 課 長	加 福 哲 三
生 涯 学 習 課 長	福 井 勝 彦
常 盤 文 化 会 館 長	笹 森 末 八
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	對 馬 一 孝
農 委 会 長	工 藤 勲

事務局職員出席者

事 務 局 長	奈 良 岡 信 彦
補 佐	佐 々 木 克 治

審 査 日 程

- 第二 議案第二十三号 平成二十二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案
- 第三 議案第二十四号 平成二十二年度藤崎町老人保健特別会計予算案
- 第四 議案第二十五号 平成二十二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案
- 第五 議案第二十六号 平成二十二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案
- 第六 議案第二十七号 平成二十二年度藤崎町水道事業会計予算案
- 第七 議案第二十八号 平成二十二年度藤崎町農業集落排水事業会計予算案
- 第八 議案第二十九号 平成二十二年度藤崎町下水道事業会計予算案

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

○委員長（横山憲一君）

おはようございます。

開会前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。

○事務局長（奈良岡信彦君）

十五番對馬光久委員から所用のため欠席する旨の届け出がありましたのでご報告いたします。以上でございます。

○委員長（横山憲一君）

ただいまの出席委員数は十七名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

各特別会計について、歳入歳出を一括で審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

審査日程に従い、議案第二十三号平成二十二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

それでは、議案第二十三号の平成二十二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案について、概要をご説明いたします。

それでは、予算書の百四十九ページをお開き願います。

平成二十二年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ十九億四千万円となり、前年度比三・二%増となるものであります。

まず歳入について主なものをご説明いたします。

百六十一ページをお開き願います。

第一款国民健康保険税は、一般被保険者特別徴収国民健康保険税、一般被保険者及び退職被保険者普通徴収国民健康保険税からなるものであり、基礎分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分として算定されております。一般被保険者特別徴収国民健康保険税については、六十五歳以上の方々ですので、介護納付金分は算定から除外されております。国民健康保険税全体では四億四千七百十九万円となり、前年度比で二・三%減となるものであります。

百六十二ページの第三款国庫支出金でございますが、前年度実績見込みを勘案し、療養給付費等に対するそれぞれの負担割合によるものであり、国庫支出金の療養給付費等負担金は四億一千七百二万円、高額医療費共同事業費負担金

は一千二十二万二千元、百六十三ページの特定健康診査等負担金は三百六十四万六千元からなる国庫負担金であります。財政調整交付金は普通調整交付金及び特別調整交付金合わせまして一億九千万円余となり、前年度比で六%の減となるものであります。

第四款の療養給付費交付金は八千六百六十三万三千元となるもので、六十五歳以下の現在退職被保険者の方々の療養給付費等に係る交付金であります。

百六十四ページの第五款前期高齢者交付金は、二億八千七百四十九万七千元となり、六十五歳以上七十四歳までの方々の医療給付費に係る交付金であります。

第六款の県支出金は、前年度実績見込みを勘案し、四十歳以上七十五歳未満の方々の特定健康診査及び特定保健指導に係るもので、特定健康診査等負担金は三百六十四万六千元、高額医療費共同事業負担金は一千二十二万二千元となり、高額医療費拠出金に係る負担割合に基づくものであります。

財政調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせ、八千万円余を計上するものであります。

百六十五ページの第七款共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金は、三千二百六十六万四千元となり、高額医療費に係る運営基盤の安定を図るため、高額医療費の一定額の八十万円を超える部分の額を一定割合で交付されるものであります。

保険財政共同安定化事業交付金は、一億五千三百六十六万五千元となり、高額医療費が三十万円を超えるものの八万円以上八十万円までの部分の額を一定割合で交付されるものであります。

第九款繰入金の一般会計繰入金は、一億八千九百十五万一千円となり、保険基盤安定繰入金を初めとした国保財政の安定化を図るための繰入金であります。

百六十六ページの財政調整基金繰入金は財源不足額を補てんするため、三千二百万円を繰り入れするものであります。

第十款繰越金及び百六十七ページの第十一款諸収入までは、項目計上及び前年度と同額計上するものでございます。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。

百七十一ページ及び百七十二ページの第一款総務費第一項総務管理費は、合わせまして二千八百二十八万三千元となり、人件費の経常経費及び連合会負担金であります。

第二項徴税費は三十八万五千元となり、国民健康保険税の徴収等に係る経費

であります。

百七十三ページの第三項運営協議会費は、三十万二千円となり、国保運営協議会に係る経費であります。

第四項の趣旨普及費は、前年度と同額の十万円を計上するものであり、町広報紙に国保情報の提供等に係る経費であります。

百七十四ページの第二款保険給付費は、歳出の大宗を占めるものであり、第一項療養諸費は十一億三千百七十九万円、第二項高額療養費は一億八百六十六万四千元、第四項出産育児諸費は八百四十万五千元、百七十六ページの第五項葬祭費は二百万円となるものであり、療養給付費の合計額が十二億五千八十六万一千円となり、前年度比五・四％増となるものであります。

第三款後期高齢者支援金は、事務費拠出金と合わせて二億六千百九十一万三千元、第四款前期高齢者納付金も事務費拠出金と合わせて七十一万九千元となり、前年度実績等を勘案したもので、いずれも支払基金へ納付するものであります。

百七十七ページの第五款老人保健拠出金は、医療費拠出金及び事務費拠出金を合わせて五十二万円となり、前年度比九五・八％減となるものであり、後期高齢者医療制度に移行されたことに伴いまして減少するものであります。

第六款の介護納付金は一億二千百八十五万三千元となり、介護保険の第二号被保険者である四十歳以上六十五歳未満の者に係る介護保険相当額分を支払基金へ納付するためのものであります。

第七款共同事業拠出金は全体で二億三千三百八十六万一千円となり、本事業は国保連が事業主体となっていて行われており、高額医療費の財政安定化並びに運営基盤の安定を図るためのものであり、高額医療費共同事業医療費拠出金が四千八十九万円、保険財政共同安定化事業拠出金は一億九千二百九十六万九千元となるものであります。

百七十八ページの第八款保険事業費第一項特定健康診査等事業費は二千三十万九千元となり、平成二十年四月から保険者に義務づけられた特定健康診査及び特定保健指導を行うための人件費及び特定健康診査委託料を計上するものであります。

百七十九ページの第二項保険事業費の疾病予防費は二百九万八千元となり、健康管理に対する意識の高揚と予防対策を推進するための経費であります。

第十款公債費は、前年度と同額の五十万円を計上するもので、一時借入金の利子に充てるものであります。

百八十ページ、第十一款諸支出金は、保険税の還付金、還付加算金及び医療費返還金等を計上するものであります。

百八十一ページの第十二款予備費は、緊急時の医療費等の不足が生じた場合等の充当財源及び予算調整により収支均衡を図るものであります。以上でございます。

○委員長（横山憲一君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。十四番、浅利直志君。

○浅利直志委員

歳入の部分ですので、百六十一ページのところをお聞きいたします。

国民健康保険税が本則分といいますか、基礎分と、それから後期高齢者の支援金分、それから介護納付金分というふうに分かれて、我々の世代においては来ているわけでありませけれども、そこで、一般被保険者普通徴収国民健康保険税の方が、前年度から見て一千百四十六万円ほど減少になると。一般会計の中でも町民税が四、五千万円減収を見込んでいるというようなことと同じような傾向だと思ふんですけれども、この一千百四十六万円ほど二・三%です。二・五%ほどなんでしょうか。その積算の根拠について、基本的な考え方をお聞きしたいと思ひます。

○委員長（横山憲一君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

この一般被保険者の特別徴収の国民健康保険税でございますが、一千六百四十五万円を計上しておりまして、基礎分については、一千二百五十七万七千円、それから、後期高齢者支援金等分については三百八十七万三千円を計上しております。これにつきましては、二十一年度の十一月末現在の調定でもって計上したものでございます。いわゆる経済状況等を勘案した上で、いわゆる前年度の十一月とほぼ同様の額になるのではないかなというふうな試算の仕方でございます。以上でございます。

○委員長（横山憲一君）

十四番、浅利直志君。

○浅利直志委員

じゃあもうちょっとかみ砕いてといいますか、具体的に国保の世帯数というのはどれくらいあって、それを収入別に例えば見ますと、百万円以下、百万円

から二百万円、二百万円以上というような分け方をしますと、どのような世帯状況になっているのか、その辺何か調べたのがありましたら、明らかにしていただきたいと思います。

○委員長（横山憲一君）

税務課長。

○税務課長（泉田裕明君）

お答えいたします。

国保の加入世帯でございますけれども、これ平成二十二年三月一日現在でございます。全世帯で二千九百四十一世帯、このうち、二十年分の所得ですが、百万円以下の世帯が一千四百八十五世帯、百万円から二百万円以下の世帯が六百九十一世帯で、合計で二千七百七十六世帯、これは全体の七四・〇%というところでございます。以上でございます。

○委員長（横山憲一君）

十四番、浅利直志君。

○浅利直志委員

二千九百世帯の七四%ほどが二百万円以下と、なおかつ百万円以下世帯も一千四百八十だから、五〇%程度を占めるというような状況なわけでありまして。この間、いろいろなさまざまな意味でのペナルティーといいますか、滞納している人には短期保険証、一年以上滞納者には資格証明書、一年半、その辺の区切りの問題もあるでしょうけれども、資格証明書、病院窓口で全部払わなければならないような人も生まれているわけでありましてけれども、そこで、町長に質問したいと思うんですけれども、この間、町村会でも合併の問題もあって、自治体の財政、交付税の総額確保というのが一番大きな町村会としての大きな要望事項で、要望という言葉は余り使いたくないんですけれども、要望事項であったと思うんですけれども、その中で、全国の自治体も国保税の問題、非常に悩ましい問題でもあるわけでありまして。根本的には、自前の町村の財政を投入するというのもありますけれども、国の負担割合はやっぱりふやしていくということがどうしても国保の安定的な運営のためには必要じゃないかなど。この間、さまざまなペナルティーがあっても徴収率は上がらないし、また、経済状態の影響を極めて受けると。なおかつ国保世帯というのは、収入が少ない世帯が多いという現実もあるわけでありまして。

そこで、町村会としては国保の問題というか、決め手は国の負担割合を引き上げることだというふうに私は思っておるんですけれども、その辺はどういう

に話し合われて、要望、要請行動をしていらっしゃるのかということについてお聞きしたいと思います。

○委員長（横山憲一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

町村会でもやはり地方自治体の財源確保に向けていろいろ事業展開、あるいは要望活動が続けているわけでありましてけれども、その中でやはり一番目に重点課題として要望しているのが、おっしゃったように交付金の復元というんですか、交付税、交付金の復元と。その次に、さまざまな公共事業を出せというようなこと。それから、国保、福祉関係の点では、国保関係の地方の負担軽減ということが、この重点項目として毎年のようにこれは国に向けての要望活動が続いているところでありまして。全国共通した問題として、町村会では、これを強く要望しているところでありまして。今年も新年度におきましても要望活動を継続していくということにしております。以上です。

○委員長（横山憲一君）

ほかに質疑ありませんか。十四番、浅利直志君。

○浅利直志委員

歳出の部分で、特定健診、これは百七十八ページですね。今年度は二千三十万円ほど計上しているんですけれども、特定健診の実態というのはどういうふうに進んで、今後進めていくつもりなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○委員長（横山憲一君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

特定健診の現状と今後でございますが、特定健診につきましては、平成二十年度から実施されるということで義務づけられたものでございます。町としての計画では、いわゆる二十年度で五〇%、二十一年度で五五%、五%ずつ上乘せし、二十四年度で六五%まで持っていきたいという考えは持っております。その中で特定保健指導につきましては、初年度の二十年度で三〇%、二十一年度で三五%という形で、これも五%ずつふやして、最終的な二十四年度には四五%まで持っていきたいという考えであります。そこで、実績といたしましては、平成二十年度ベースでございますが、いわゆる集団健診と個別健診の両



方を実施してございます。合わせまして一千八百五十八名ということで、いわゆる初年度の五〇%の目標に対して四九・八%ということで、県内でも二番目の受診率ということになってございます。二十一年度ベースではまだ正確な数値は出ておりませんが、三月いっぱいまでかかって、いわゆる受診勧奨を行いながら対応していきたいというふうには思っております。以上でございます。

○委員長（横山憲一君）

ほかに質疑。十四番、浅利直志君。

○浅利直志委員

ここにいらっしゃるのは、全員男性なのですけれども、町長も高齢者といえますか、福祉大会でも「男性の平均寿命は短いですよ」というふうなことをよくおっしゃっております。それで、これは福祉課長と町長でも、両方に聞きたいと思うんですけれども、全国の一七〇〇市町村の自治体の中で、藤崎町というのは、一七〇〇もある中で、下から七番目なんですね、その十九年だか二十年度の調査によると。それだけ藤崎町の男性ですよ、平均寿命が低いということなんですよね。実際その辺の原因と対策などを暴飲暴食という声もありますけれども、どういうふうなことだというふうなことで、循環器系の病気だとか、通称アタリだとか、そういうことも含めて多いということなんですけれども、健診等の関係もあるのかもしれないですけれども、どういうふうな現状分析と対応策を考えていらっしゃるのか、住民課長、福祉課長などにお聞きしたいなと思います。

○委員長（横山憲一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

お答えします。

まず、健康づくりの大切さは私も先般経験いたしまして、最悪なことをやってきました。医者に言われて初めてその分別さねばまいねなということを感じてございます。それで、やはり生活習慣をまず変えていかなければならないのではないかとということで、私が三つのことで医者に言われたのは、まず、たばこをやめなさいと、それから血圧が高いということで、塩分は控え目にと、また糖分も高かったということで、その三つを守れば、死ぬまで生きるのでないかというふうに思っています。

それで、最近、町の健診状況を見ますと、大分健康意識が高まってきたとい

うことで、特に特定健診の受診率については住民課長の方の担当ですけれども、県内の二番目ということで、大変我々も喜んでいるところでございます。今後とも引き続き受診できるような形で支援してまいりたいというふうに思っています。以上です。

○委員長（横山憲一君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横山憲一君）

異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議案第二十四号平成二十二年度藤崎町老人保健特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

それでは、議案第二十四号平成二十二年度藤崎町老人保健特別会計予算案について、概要をご説明いたします。

それでは、予算書の百九十一ページをお開き願います。

平成二十二年度の予算総額は歳入歳出それぞれ六十七万五千円となり、前年度比四九・一％減となるものであります。

まず歳入についてご説明いたします。

二百一ページをお開き願います。

第一款支払基金交付金、第二款国庫支出金、第三款県支出金及び二百二ページの第四款繰入金は歳出の医療給付費等に係るそれぞれの負担割合に基づくものであり、二百一ページの第一款の支払基金交付金でございますが、医療費交付金三十三万円、審査支払手数料交付金一万円となり、合わせて三十四万円となるものであります。

第二款国庫支出金は二十二万円、第三款県支出金及び二百二ページの第四款繰入金はそれぞれの負担割合に基づくものであり、五万五千円となるものであります。

第五款繰越金及び第六款諸収入はそれぞれ項目を計上したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

二百七ページをお開き願います。

第一款医療諸費は、医療給付費が六十万円、医療費支給費が六万円、審査支払手数料が一万円となり、合わせて六十七万円となるものであり、平成二十年三月診療分までの再審査請求及び請求漏れ等を見込んだものであります。

第二款諸支出金は、医療費返還金及び一般会計繰出金の項目を計上するものであります。

二百八ページの第三款の予備費は、予算調整により収支均衡を図るものであります。以上でございます。

○委員長（横山憲一君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横山憲一君）

異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十五号平成二十二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

引き続き、議案第二十五号平成二十二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案について、概要をご説明いたします。

それでは、予算書の二百十一ページをお開き願います。

平成二十二年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ二億八千四百三十万円となり、前年度比で〇・九%増となるものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。

二百二十一ページをお開き願います。

第一款後期高齢者医療保険料は特別徴収保険料が四千五百二十九万七千円、普通徴収保険料が一千九百四十九万九千円となり、七十五歳以上の高齢者に対し、均等割額及び所得割額の合計額を年金から徴収する特別徴収と普通徴収か

らなるものであります。

第三款繰入金の事務費繰入金は二千三百二十九万七千円となり、後期高齢者医療の町で行う事務に係る職員給与費等繰入金と広域連合の事務に係る職員給与費等の共通経費に対する町負担分を一般会計から繰り入れするものであります。

保険基盤安定繰入金は四千七百五万九千円となり、保険料の軽減額に対する公費負担分を一般会計から繰り入れするものであります。

療養給付費繰入金は一億四千七百三十八万円となり、広域連合で実施する後期高齢者の療養給付費に係る町負担分として一般会計から繰り入れするものであります。

二百二十二ページの第四款繰越金は平成二十二年三月分の普通徴収額を新年度に入ってから広域連合に納付することとなりますので、一たん繰越金として処理するものであります。

第五款諸収入は、項目計上及び保険料還付金等を計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

二百二十七ページをお開き願います。

第一款総務費第一項総務管理費は、後期高齢者医療に関する町が行う事務に係る職員の人件費及び後期高齢者医療システムに係る保守業務委託料が主なものであります。

二百二十八ページの第二項徴収費は四十九万七千円となり、保険料徴収に係る事務経費であります。

二百二十九ページの第二款後期高齢者医療広域連合負担金は二億六千八百九万円となり、うち、保険料等負担金は一億一千三百五十一万円となり、町で徴収した保険料及び低所得者に対する保険料軽減相当額を広域連合へ納付するためのものであります。

広域連合事務費負担金は七百二十万円となり、後期高齢者医療広域連合の事務に係る職員給与費等の共通経費であり、これも広域連合へ納付するためのものであります。

療養給付費負担金は一億四千七百三十八万円となり、広域連合で実施する後期高齢者の療養給付費に係る町負担分として広域連合へ納付するためのものであります。

第三款の諸支出金は保険料の還付金等を計上するものであります。

二百三十ページの第四款の予備費は予算調整により収支均衡を図るものであ

ります。以上でございます。

○委員長（横山憲一君）

歳入歳出予算案の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。十四番、浅利直志君。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと二百二十九ページ、後期高齢者医療広域連合負担金、これが前年度二億六千五百七万円ほどから、三百万円ほどふえているわけでございますけれども、私が聞きたいのは、三百万円ほどふえているという理由と結論的には、広域連合の議会で、保険の給付費は依然として高齢者は上がっているんですけれども、保険料的には現行水準で抑えるということでやりくりするんだという結論だったと思うわけでございます。その辺の経過を明らかにして、いわゆる広域連合の保険料の水準を前年度並みに抑えると。そうでなければ五%、一〇%を値上げしている県がたしか二十数都府県あったと思いましたが、保険料水準を現行どおり維持したという、どういうふうな形で維持したのかということと、うちの方で三百万円ほど負担金がふえているということと関係があるのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○委員長（横山憲一君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

広域連合の二十二年度の予算編成でございますけれども、国の方から通達がありまして、いわゆる剰余金等は放出し、保険料の抑制に努めることというふうな形で指示を受けているそうでございます。それに伴って、広域連合の費用でございますけれども、費用につきましては一千四百七億円ぐらい予算計上してございます。前年度で一千二百七十二億円、いわゆる百三十八億八千万円ほど増となっております。歳出ベースで見ますと、保険給付費が九・九%ふえてございます。百二十五億円ぐらいはふえてございます。そのほか、歳出でふえているのが保険事業費でございます。二八・二%という形で特定健診につきましては、個別健診も対象にするというふうな方向に変わりましたので、ここで歳出ベースでふえていると。しからば、歳入ベースではどの程度かということになるんですが、保険料の負担金、これは四億二千万円ほどふえてございます。いわゆる全市町村で百三億二千四百万円という形で四・二%の増というふうになってございます。療養給付費負担金、いわゆる各市町村から療養給付費の十

二分の一を徴収いたしますので、その額が百十一億一千万円ほどでございます。昨年度より十億円ふえてございます。率にして一〇・二%の増ということになってございます。そのほか、歳出で保険給付費がふえておりますので、国、県の療養給付費負担金も当然伸びております。国の方の療養給付費で三十億円、県の方で十億円歳入がふえているという現状でございますので、いわば会計の内容的には保険給付費の伸びが非常に大きいということでございます。医療費一人当たりで大体七十万円程度はかかっているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（横山憲一君）

ほかに質疑ありませんか。十四番、浅利直志君。

○浅利直志委員

そうしますと、結論的には、剰余金をできる限り放出するという事。それから、国の方でも負担金をふやしたというようなこと、それから新たに負担する割合のふえた健診、後期高齢者医療制度の場合、持病持ちの七十五歳以上の人は健診をやってもいかなですよと。いかんというよりも、やってもそのカウントの問題がありますよというようなことだったけれども、七十五歳以上でも健診も受けられるような財政措置も講じたというように理解したんですけれども、この七十五歳以上の方の健診についても受けられるようになったというふうに理解してよろしいんですか。

○委員長（横山憲一君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

健診につきましては、七十五歳以上も健診は受けられるというふうな形になりました。それで、いわゆる剰余金そのものがございますけれども、ただ、保険料を抑えるためには、剰余金を充てるということが基本になってございます。その中で、後期高齢者医療財政調整基金繰入金ということで十億円繰り入れてございます。というのは、二十一年度予算におきまして、剰余金が十九億円程度は剰余金が見込めるという形で、恐らく基金の方に十億円程度は積むんでしょう。その中で十億円を取り崩して、新年度予算にあてがうということでございます。保険料については二十二年度、二十三年度ベースで計算しておりますので、その中ではいわゆる保険料を現状の四万五千四百十四円、それから所得割率が七・八四ということに抑えるということでございます。剰余金をあてがわない場合につきましては、本来は四万三千五百六十一円と。それから所

得割率で八・二一%上昇傾向にありましたけれども、現状維持ということで、二十二年度、二十三年度の保険料は据え置きの状態になることとなります。以上でございます。

○委員長（横山憲一君）

十四番、浅利直志君。

○浅利直志委員

いずれにしても、剰余金も充てて、国の負担割合もふやすというようなことで、当场を保険料の上昇を抑えたということであります。私ども共産党としては、民主党も後期高齢者医療制度を廃止というふうに選挙公約では言っておったんですけれども、できるだけ速やかに廃止の方向に踏み出すべきだと思っておりますけれども、私が聞きたいのは、今後のこの後期高齢者医療制度の方向性というか、その辺はどういうふうに情報提供をされているのか、今後の後期高齢者、六十五歳から国保に組み込むじゃというような案も提示されているやに聞いておりますけれども、今後の方向性についてはどういうふうに情報提供をされているんでしょうかお聞きいたします。

○委員長（横山憲一君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

後期高齢者医療制度の今後の方向性ということでございますが、後期高齢者医療制度につきましては、今後廃止になるということで、平成二十四年度まで続きます。平成二十五年からはいわゆる新たな保険医療制度ということで、今厚労省の方で審議されている模様でございます。もう既に何回か会合を開いているように聞いております。

ただ、国保についても、各市町村ごとに国保を行うということではなくて、広域的な考え方も審議されているというふうには聞いてございます。仮に国保の中でその年齢的なものがどういうふうな区分をされているか、表面上は国保の一体となっていわゆる制度として成り立ちますけれども、その中での年齢区分もどうのこうのというふうに新聞紙上では騒がれておりますけれども、その中身まではちょっと把握できません。以上でございます。

○委員長（横山憲一君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横山憲一君）

異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

休憩いたします。

再開時刻は十一時です。

休 憩 午前十時四十七分

---

再 開 午前十時五十九分

○委員長（横山憲一君）

皆さんおそろいになりましたので、会議を再開いたします。

次に、議案第二十六号平成二十二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

二百四十一ページ、お開きください。

議案第二十六号平成二十二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

本予算が昨年度と大きく変わった点を申し上げますと、これまで直営により実施してきました地域包括支援センターの業務運営を町社協に委託することになりました。それから、保険給付費の現状については、高どまりのマックス状態であり、報酬改正などがない限り横ばい状態が続くものと思われまます。これから説明する金額の単位は万単位で行いますので、よろしくお願ひします。

本年度予算総額は歳入歳出それぞれ十五億九千百万円となり、対前年度比〇・五五%減となっております。

それでは、二百五十三ページの歳入から説明いたします。

一款の保険料ですが、この二億六千二百八十四万円の保険料は六十五歳以上の方に対する賦課納付分であります。前年度比三百十六万円の減額をされておりますが、低所得者層がふえたことによるものであります。

次に、三款の国庫支出金一項一目の介護給付負担金の二億六千六百三十二万円、二百五十四ページの三款二項国庫補助金一目の調整交付金から三目の地域支援事業交付金までの合計額一億二千五百五十万円、それから四款支払基金交



付金の合計額四億四千五百九十七万円、二百五十五ページの五款県支出金一項一目の介護給付費負担金二億一千二百六十九万円及び二項県補助金の合計額六百万円までは、介護給付費に対する負担割合に基づくもの及び地域支援事業費の補助割合によって積算されたものでございます。

次に、二百五十六ページの七款繰入金の一項一目の一般会計繰入金から四目その他一般会計繰入金までの合計額二億六千七百六十万円は介護給付費等に対する町のルール分と職員人件費等の経常的経費であります。増額については、職員の配置がえ等によるものであります。同じく、二項基金繰入金二目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金三百四十万円は第一号被保険者の保険料の軽減分として充当するものであります。

次に二百五十八ページの九款諸収入三項三目の介護予防支援計画費の五十万円は、要支援認定者のケアプラン作成料であり、前年度に比べ減額になった理由は包括支援センター受託先において計画を作成することになったためでございます。

次に、二百六十一ページからの歳出について説明いたします。

第一款総務費一項一目の一般管理費から二百六十三ページの五項一目の介護運営協議会までの合計額七千七百三十六万円は、職員人件費等の経常的経費と介護認定にかかわる審査会負担金等でございます。

次に、二百六十四ページの二款保険給付費一項一目の介護サービス等諸費と二目の介護予防サービス等諸費の十三億八千七万二千元は前年度に比べ八百七万円ほど減額しておりますが、地元の介護療養型施設の廃止によって、利用者が減ったためであり、反面、地域密着型サービス、グループホーム利用者とサービス計画給付費の報酬改正などにふえてございます。

次に、二百六十五ページの二款三項一目の高額介護サービス等費三千百八十六万円は前年度に比べ九・八%減となっておりますが、高額負担の施設利用者が減少したためであり、四項一目の高額医療合算介護サービス等費四百五十六万円は、医療保険と介護保険の負担が著しく高額になる場合に対し限度額基準を超えた分を助成する制度であります。

五項一目の特定入所者介護サービス等諸費の五千四百八十七万円は、低所得者への利用負担軽減として食事や部屋代を補足給付する事業でございます。

二百六十六ページの三款地域支援事業費一項介護予防事業費の合計額一千百四十三万円は介護認定の非該当の方、それから生活機能の低下している方や一般高齢者も含めた介護予防事業にかかわる経費が主なものでございます。

二百六十七ページの二目の包括的支援事業及び任意事業費二千二百九十三万円は、本年度より地域包括支援センターの運営を業務委託する経費と介護する方への介護用品の補助費等でございます。

次に、二百六十八ページの五款公債費四百四十六万円は、青森県財政安定化基金への貸付償還金であります。

それから、二百七十ページの予備費は収支均衡を図るための予算措置したものでございます。以上で概要説明を終わります。

○委員長（横山憲一君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。三番、奈良岡君。

○奈良岡文英委員

ページ数は二百六十七ページですけれども、三款地域支援事業費の一目介護予防ケアマネジメント事業の委託料、介護予防マネジメント業務委託料、それから二目の総合相談・権利擁護事業費の委託料、総合相談・権利擁護業務委託料、これは前年度にはゼロで、今年度から新規にやるということなんですけれども、委託先は社協なんですか、それからその委託する内容は何か伺います。

○委員長（横山憲一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

それでは、地域包括支援センターは何をやるところかというところから説明したいと思います。

まず、地域のあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として包括支援センターが設置されてございます。ここで三職種の保健師、社会福祉士、ケアマネジャーが中心になって介護予防に関するケアマネジメントを初めとする高齢者への総合的な支援が行われます。公正・中立性を確保するために、地域住民の関係職種の方々により包括支援センターの運営協議会というものが設置されてございます。そこにおいて運営等にかかわっていくということになります。

そして、センターが行う主な事業として、まず、ケアマネジメントは何をやるかということなんです、これは保健師になる職種の方が介護予防のケアマネジメントを行うということになります。内容としては、介護予防の事業の対象者に対して、介護予防のプランの策定、それから個人の評価などを行うとい

う役割を担います。

それから、もう一点として、総合相談支援並びに権利擁護、虐待早期発見防止というのもございます。これは介護保険だけではなく、さまざまな制度への地域資源を利用した総合的な支援を行うということになります。

それから、権利擁護等については、高齢者や障害者の人権や財産を守る権利擁護、虐待防止の拠点として成年後見人制度の活用や虐待の早期発見防止に努めていくんですよということになります。

次に、地域のケアマネジャーなどの支援でございます。藤崎の町内にもケアマネの事業所がたくさんございます。それらの人たちとネットワークを構築して、困難事例に対する助言などを行うということです。

もう一点は、ほかのサービスへの橋渡しというのがございます。要するに心身の状況におかれては、介護だけで対応できないという場合は、医療機関、福祉サービスなどの援助に導くようなことをさせます。

それから、あと金額について申し上げます。二千二百九十三万円の内訳でございますが、まず、ケアマネジメント業務委託料の四百十三万八千円でございますけれども、これは保健師に相当する看護師等の人件費とその他経費が主なものでございます。

それから、総合相談及び権利擁護業務委託料五百八十二万五千円については、社会福祉士が担当する人件費並びにその他の経費ということになります。

それからもう一つの大きいところでは、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務委託料でございますが、これは一千三万七千円でございますけれども、これは主任ケアマネの人件費並びに予防事業等にかかわる事務的経費が含まれているという内容のものでございます。以上です。

○委員長（横山憲一君）

質疑ありませんか。三番、奈良岡文英君。

○奈良岡文英委員

今説明あった委託の業務は、すべて社協に委託するという事で考えてよろしいでしょうか。

○委員長（横山憲一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

お答えします。

この社会福祉協議会に委託するに当たっては、いろいろな協議会等において

協議してきました。最終的には、いろいろな条件がございます。やれる事業所としての条件が国の法律で示されており、それに最も近く、条件に合っている事業所ということで、社会福祉協議会を選定してもらったということで今回予算計上いたしました。

○委員長（横山憲一君）

三番、奈良岡文英君。

○奈良岡文英委員

町長の提案理由の中にも国保会計と介護保険の会計がこれから財政を圧迫すると、懸念材料であるというふうなことも言われましたけれども、こうやって業務を社協、あるいはほかのところに委託することによって、財政上の効果とか、そういうのは考えられるのでしょうか。

○委員長（横山憲一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

お答えします。

この介護予防事業については、やはり長いスパンで見てもらわなければ、これは経過というの是一年、二年では到底出るものではございません。ただ、今回の二千二百三十万円等については、町で直営で実施してきたときの職員の人件費等が二十一年度には含まれていませんでしたが、その職員の人件費等も含めて計算した場合は一千万円ほどが財政的に軽減されてございます。また、社協に対するその委託の部分について、その減額になったことでそのサービスが低下するとか、そういうことはございません。以上です。

○委員長（横山憲一君）

ほかにありませんか。十四番、浅利直志君。

○浅利直志委員

そうしますと、初めに返るんですけれども、なぜ委託したのかというそもそもは、端的に言えばどういうことだったんですか。財政的なことなのか、それとも課長もこの三月で退職していくわけですが、お荷物は置いておきたくないというような思いもあるか、その辺、なぜ委託したのかという点についてはどうでしょうか。

○委員長（横山憲一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

今の包括支援センターについては、平成十九年から直営で実施しました。そのときはいろいろ話し合いになりました。要するに、この支援センターの設置に当たっては、直営で実施するか、民間に委託するかということのその辺もいろいろ話し合われました。町としては、この包括支援センターというのがどういう形になるのか、それを民間委譲させて、町の立場としてその、果たしてその事業所に対していろいろな指導できるのかということもありました。また、抱え込みされては困るよということもありました。そのために町としては、ノウハウを身につけるためにでも二、三年をやった上で、その後の評価を踏まえて民間委譲をしようということになってございまして。それが今回二十二年度からやるということになった経緯としては、これまである程度私たちとしてやってきたその事業内容もどうすれば事業所の人たちに指導できるかとか、ある程度ノウハウが身についたということによって委託するというのを二十年のころから検討してまいりました。それが今回に至ったわけですが、なぜ、社協にしたかということなんですが、やはりこれまで包括をやれる条件を満たすというのは、町内にも社協のほかに三カ所ほどございまして。例えば、さんふじさん、それから桐栄会さん、それからときわ会病院さんの方でこれまでいろいろな在宅介護支援センターとかの業務をやってございました。その中で、社会福祉協議会がその取りまとめ的な役割を担ってきたということで、総合的な相談なども受けてきたと。また、住民には柔軟な対応もできるということから、民間団体ではありますけれども、公立性に近い団体であるということで、中立、公正に要するに業務ができるのではないかとということで、選定したということとございまして。

○委員長（横山憲一君）

十四番、浅利直志君。

○浅利直志委員

そのほかにもときわ会さん、桐栄会さん、さんふじさんもやれる資格と申しますか、状態はあるんだと。その中から選択したんだというようなことでありました。それに関連して、先ほどの説明の中でありました一千万円ほど人件費の上では軽減になるんだというようなことでございまして。いわゆる介護保険会計と申しますか、その会計上は軽減になるんでしょうけれども、実際今まで携わっていた人を町で職員何人いるのか、三人かそこらの人についてはまた町の業務に携わってもらおうというふうな関係になるんですよね。実際今まで携わっていた人が委託されて、その人たちがそちらの方にみんな行くということでも

ないんでしょうけれども、その辺はどういうふうに職員の現在携わっている人はどうなるのかということについてはどうでしょうか。

○委員長（横山憲一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

お答えします。

今四人そのスタッフがいます。経済効果といいますと、包括には四人体制で今やっておりますけれども、来年度二十二年度につきましては、二人が要するに減員されるということで、来年度一年は包括支援センター業務委託した段階で、いろいろな問題ケース等が出てきますので、その一年間についてはやはりこれまでやってきた実績を用いて、サポートしていかなければならないということで、四人のうち二人は介護保険に残す形になります。また、それに伴って臨時職員で配置した職員もごございます。その方々等については、三月三十一日をもって退職していただくということになります。以上です。

○委員長（横山憲一君）

ほかに質疑はありませんか。七番、相馬君。

○相馬勝治委員

この介護保険ですけれども、平成十二年ごろですか、合併する以前から随分課長におかれましては、最初の事業ということで、頭を抱えながら、かけながら一生懸命今までやってきたことに対しては、まことにご苦労さまと言いたいと思います。

そして、これから苦節十年もたった今、さまざまな分野で料金改正のこと、今まで四回ぐらいですか、改正になったと思いましたがけれども、そして今少子高齢化が進んで、四人に一人は六十五歳ということになっています。そして、今の二百六十六ページの介護予防高齢者実施事業と、業務委託されるんですけれども、町長におかれましては、こうしてこの介護保険事業をこういうふうに委託ということに対して、私としてはこれからこの介護保険がまたお金のかかる事業になってくると。そしてまた仕事量もふえるということで、民間に委託するのは、これは当然というよりも、本当に行政範囲内でサービスできる体制ではないと、これから先、これはいいと思うんですけれども、これから先、またこういう事業が年々変わってくるにつれ、やっぱり業務委託でいかれる要素はあるのでしょうか。町長にちょっとお聞きします。

○委員長（横山憲一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

質問の趣旨がちょっと私今のみ込めないでいるんですけども、今後このような介護に係る業務委託、民間にまた任せて委託していくのかということだと思うんですけども、要するに直営でなくて民間に委託していくのかということだと思うんですけども、このような制度を福祉事業の制度を今回はこれは包括支援事業というのは、計画的に町が三年前から直営にするか、民間にお願いするのかというところで、非常に協議を長時間とりまして、私どもも詰めました。ただいま高木課長が話ししたのが非常にわかりやすい説明していただいたと思います。できれば、民間に委託するという方向で今いま行財政改革も含めながら、民間でやれるものは民間でやっていただくのが一番いいのではないかなというふうに考えておりますので、今の質問に対しては、率直に福祉、あるいは介護事業にかかわらず、民間でできるものは民間でやっていただくのが一番いいのではないかなと。それだけ民間のこういった社会福祉法人なども徐々に張りついてきましたし、徐々に社会的な立場、実績を積んでこられましたし、必ずしも公的直営でなくてもこういう国の制度とか、大事な制度もこちらが望んでいるとおりの効果を出せるといいますか、制度が求めている効果も十分出していけるといいうふうに感じております。そういった面では、直営でなくても民間にお願いして、安心してやっていただけるものであれば、これからも民間にお願いしていくということを基本に考えるべきではないかなと、こう思います。

ただ、この包括支援に関しては、同じ社会福祉法人においても一般福祉施設の社会福祉法人の事業所とあるいは社会福祉協議会という事業体、これがあるものですから、今回は先ほど述べたような事情で、判断で社会福祉協議会に委託したと、こういうことであります。非常にわかりやすい説明、私よりわかりやすかったと思うので、理解していただけるのではないかなと思います。

例えば、給食センターあたりも初めから民間委託ではなくて、我々行政である程度サービスそのもののノウハウ蓄積とか、状況を把握する必要がある。それで段階を踏まえて民間に移行するということは非常に理にかなっているのではないかなと、我々も安心できるし、そういった意味で三年も四年も前からこの包括支援については、まずは直営でやろうと、その次に計画的に民間に移していこうということはそのとおりでありまして、すばらしい説明で理解いただけるのではないかなと、こう思っております。以上です。

○委員長（横山憲一君）

七番、相馬勝治君。

○相馬勝治委員

やっぱりこれも行政側の方である程度の事業をして、民間に任せるにいいものであれば任せるということに対しては、私は本当にいいんじゃないかと思っております。

最後になりましたけれども、課長におかれましては、これから健康維持、本人もそうですけれども、今介護をしている人たちや、これから抑止とかさまざまな分野があるんですけれども、新しい事業とか、そういうのがありましたら、ひとつお聞きしたいんですけれども。

済みません。実はページ数はちょっと関係ないんですけれども、去っていく者に何だかんだ言うあれはありませんけれども、これから次世代の方に語り継いでいくように、新しい事業とか、そしてまたそういう施策ありましたら、最後にひとつお願いいたします。

○委員長（横山憲一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

まず、介護給付費の抑制につながることを何をやっているかということなんですが、国で費用負担が増大し、いろいろな面で問題が指摘されていたということで、この介護予防事業ができたわけなんだけれども、私たちとしてもその予防に関する事業はいろいろ展開してございます。要支援にならないための施策を民間の事業所などにもお願いしながら、心身機能の低下に陥らないための対策をしてございますが、ただ、それだけではその前にもっとやっておかなければならないものがあるのではないかとということで、健康の、先ほども言いましたけれども、保健事業をもうちょっと、今まで以上のものにてこ入れして、さらに町民の方がやっぱり健康意識、認識を持ってもらうような対策をしていかなければならないのかなというふうに思っております。そのためには、保健、医療、福祉が連携を図って、今後の健康寿命を延ばしながら、有意義な生活をしてもらうように支援していければなというふうに思っております。以上です。

○委員長（横山憲一君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。



これから採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横山憲一君）

異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十七号平成二十二年度藤崎町水道事業会計予算案を議題といたします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

それでは、ご説明いたします。

議案二十七号平成二十二年度藤崎町水道事業会計予算案について、二百八十七ページから、二百八十九ページの予算実施計画でご説明いたします。

まず、二百八十七ページをごらんください。

収益的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款水道事業収益三億七千四百六十七万四千元を計上いたしました。第一項営業収益が三億七千三十万一千円であります。内訳としましては、第一目給水収益が三億六千九百四十八万円、これは水道料金メーター使用料でございます。第二目その他営業収益が八十二万一千円であります。

次に、第二項営業外収益が四百三十七万一千円であります。内訳としましては、第一目受取利息及び配当金が八十五万四千元であります。第二目他会計補助金が二百六十一万六千元、これは一般会計から繰り入れする補助金であります。第三目雑収益が九十万一千円であります。

第三項特別利益が二千元、これは名目計上であります。

次に、二百八十八ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

第一款水道事業費用として三億七千四百六十七万四千元を計上いたしました。第一項営業費用が三億一千四十五万四千元であります。内訳としましては、第一目浄配水費が一億五千六百七十五万二千元、主なものとしましては、津軽広域水道企業団からの受水費一億三千五百六十六万八千元、浄水場電気料六百万円、メーター更新費七百四十八万七千元などであります。

第二目総係費が五千八百七十四万八千元、主なものとしては、職員の給与費三千七百十四万九千元、西豊田浄水場フェンス修繕が五百五十九万一千円、水

道メーター検針委託料四百七十万九千円などであります。

第三目減価償却費が九千四百九十五万一千円であります。

第四目資産減耗費二千円。

第五目その他営業費用が一千円であります。

第二項営業外費用が四千八百十五万一千円であります。内訳としましては、第一目支払利息が二千七百八十九万円であります。

第二目繰延減価償却が二十六万円、これは上水道台帳作成に係る開発費の償却額であります。

第三目消費税及び地方消費税が二千万円、これは納付税の見込額であります。

第四目雑支出が一千円。

第三項特別損失が二千円。

第四項予備費が一千六百六万七千円あります。これは緊急事態に対応できるように予算調整も含めて計上したものであります。

次に、二百八十九ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

まず、収入ですが、第一款資本的収入として一千百十四万七千円を計上いたしました。内訳としましては、第一項他会計補助金が六百六十八万九千円、これは一般会計からの繰り入れする補助金であります。

第二項他会計負担金九十三万六千円、これは消火栓設置費用の一般会計の負担分であります。

第三項工事負担金五十万円、これは既設配水管の移設工事の費用の一般会計の負担分であります。

第四項長期貸付金第一項他会計貸付金が三百二万二千元あります。これは農業集落排水事業会計への長期貸付金の元金償還分であります。

次に、支出についてご説明いたします。

第一款資本的支出として一億三千九百八十六万四千円を計上いたしました。第一項建設改良費が五百三十八万四千円あります。内訳としましては、第一目浄配水設備費が百二十四万八千円、これは消火栓設置工事及び排水管移設工事費であります。

第二目固定資産購入費が四百十三万六千円、主なものとしましては、メーター購入費三百七十五万九千円あります。

第二項企業債償還金が一億三千四百四十八万円あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一億二千八百七十一

万七千円については、損益勘定留保資金等で補てんするものであります。以上でございます。

○委員長（横山憲一君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。十四番、浅利直志君。

○浅利直志委員

十四番です。

水道会計については、全般的に健全性を維持して、なおかつ何か消費税も工事が無いので二千万円も払うという状況まで見込んでいるということなんですけれども、給水収益として三億六千九百四十八万円ほど見込んでいるんですけれども、何か家庭では、多少、いわゆる子育て世代の人たちは毎日お風呂に入ったりして、水道を使うというか、水を使うという量はあるんですけれども、普通の家庭では節約志向といいますか、節水志向もかなり強くなっていると思うんですけれども、給水収益の現状と将来一、二年の見通しというのはどういうふうに持っていらっしゃるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○委員長（横山憲一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

今浅利委員からご指摘がありましたように、水道の使用料に関しましては、これは補正にも計上いたしましたけれども、実際のところ減収の見込みでございます。中身といたしましては、各家庭の節水並びに企業等の大きな団体等の収益も若干落ち込んでいるのも現状でございます。

ただ、今の段階では、この減収した時点でここ二、三年は今の現状を維持するのではないかとということで、二十二年度の予算額でここ二、三年は推移するのではないかと、増収ということは今後二、三年は見込めないのではないかと、そういうふうに思っております。

○委員長（横山憲一君）

あと質疑ありませんか。十四番、浅利直志君。

○浅利直志委員

一般会計からの収益的収入の分で見ますと、二百六十万円ほどで会計をやりくりをしているというようなことであるんですけれども、そこで、資本的収支のところを見ますと、消火栓設置の資本的収入及び支出のところの支出の部分

を見ますと、消火栓設置工事、配水管移設工事のために、あるいはまた消火栓購入のために四百十三万円ほど支出するというふうにあるんですけども、これは財政というか、総務課の防災課といたしますか、消防の方で必要ですよというようなことなんでしょうけれども、これは全部新規でやるということなんでしょうか、それとも古いのをちょっと老朽化しているからかえようとかというようなことなんでしょうか。新規なのかその内容を明らかにしていただきたいと思えます。

○委員長（横山憲一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

消火栓に関しましては、四条予算に計上したのものについては新規設置分でございます。なお、既存の消火栓を移設する場合におきましては、三条予算に計上してございます。以上でございます。

○委員長（横山憲一君）

ほかに質疑ありませんか。十四番、浅利直志君。

○浅利直志委員

三条と四条の区分けというか、その辺ちょっと少し勉強になったんですけども、それで、消火栓を増設してほしいという地域からの要望も地域によってはあるわけですけども、その辺の消火栓そのものを設置するかどうかというのは、その目安というのはどういうふうなことで考えて、主に一般会計の方で考えるんだろうと思えますけれども、その辺は総務課長、どういうふうな基準で一応設置、更新基準というのを考えていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（横山憲一君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

これについては、例えば住宅が新しく何戸も建った場合とか、そういう消火栓がその辺にない場合とか、そういうのを新設を考えております。以上です。

○委員長（横山憲一君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横山憲一君）

異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十八号平成二十二年度藤崎町農業集落排水事業会計予算案を議題といたします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

議案第二十八号平成二十二年度藤崎町農業集落排水事業会計予算案について、三百十一ページから三百十二ページの実施計画でご説明いたします。

まず、三百十一ページをごらんください。

収益的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款集排事業収益として二億五千五百七十六万二千元を計上いたしました。

第一項営業収益が一億一千七十三万三千元であります。内訳としましては、第一目集排使用料が八千七百四十九万一千元、前年度比二二・九%の増であります。

第二目その他営業収益が十二万一千元であります。第三目雨水処理負担金が二千三百十二万一千元、これは雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額として一般会計から繰り入れするものであります。

第二項営業外収益が一億四千五百二万七千元であります。その内訳は、第一目受取利息及び配当金が一千元、第二目他会計補助金が一億四千五百二万五千元、これは下水道事業債の償還利子及び分流式下水道に要する経費として一般会計から繰り入れする補助金であります。

第三目雑収益が一千元であります。

第三項特別利益が二千元であります。

次に、三百十二ページをごらんください。

支出についてご説明いたします。

第一款集排事業費用として二億七千三百五十万八千元を計上いたしました。

第一項営業費用が一億九千四百五十八万七千元であります。内訳としましては、第一目管渠費が一千百六十五万一千元、主なものとしましては中継ポンプ電気料二百七十万円、マンホールポンプ維持管理委託料百六十万七千元、マンホールポンプ等点検業務委託料二百四十万八千元、污水管清掃等業務委託料百九十九万六千元などあります。

第二目処理場費が四千三百九十九万一千円、主なものとしましては汚水処理施設維持管理委託料一千四百八十万七千円、水質検査等業務委託料百二十五万六千円、汚泥運搬手数料六百七万一千円、脱水汚泥処分手数料百九十二万八千円、処理場電力料一千三百八万八千円などであります。

第三目総係費が三千六百十九万九千円、主なものとしましては、職員の給与費三千三百六十四万五千円、飯田、林崎処理施設維持管理費負担金百六十六万二千元などであります。

第四目減価償却費が一億二百七十四万四千元であります。

第五目資産減耗費一千元。

第六目その他営業費用一千元であります。

第二項営業外費用が七千七百九十二万円であります。内訳としましては、第一目支払利息及び企業債取扱諸費が七千六百三十一万九千円あります。主なものとしましては、企業債利息七千五百十三万八千円あります。

第二目消費税及び地方消費税が百六十万円、これは納付税の見込額であります。

第三目雑支出が一千元。

第三項特別損失が一千元あります。

第四項予備費が百万円あります。これは緊急事態に対応できるように予算計上したものであります。

次に、三百十二ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款資本的収入として七千二百二十一万五千円を計上いたしました。

第一項企業債第一目下水道事業債が三千九百万円あります。これは資本平準化債であります。

第二項出資金第一目他会計出資金が三千三百二十一万五千円、これは下水道事業債の償還元金の経費として一般会計から繰り入れするものであります。

次に、支出についてご説明いたします。

第一款資本的支出として一億六千六十万三千円を計上いたしました。

第一項建設改良費第一目排水事業費が百五十万三千円、これは常盤地区農業集落排水施設機能強化対策事業調査計画費であります。

第二項企業債償還金が一億五千六百七万八千円あります。

第三項他会計借入金償還金第一目他会計長期借入金償還金が三百二万二千元、これは水道事業会計からの借入金の償還分であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額八千八百三十八万八千円については、損益勘定留保資金等で補てんするものであります。以上でございます。

○委員長（横山憲一君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横山憲一君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許します。十四番、浅利直志君。

○浅利直志委員

特に下水道会計という全体の中でも農業集落排水事業、始めた当初も金食い虫になりやしないかと心配もしておったわけですがけれども、実際、工事も進捗したというようなことでありますけれども、なお、基本的な使用料三〇%負担増を求めているわけでありましてけれども、なお、一般会計からの繰り出しをふやして、一般会計も大変でありましようけれども、ふやして、値上げ幅を圧縮する今後のことも含めて、圧縮を図っていくべきだということで賛成できません。

○委員長（横山憲一君）

次に、原案に賛成する者の発言を許します。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから採決いたします。この採決は起立によって行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（横山憲一君）

起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十九号平成二十二年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題といたします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

議案第二十九号平成二十二年度藤崎町下水道事業会計予算案について、三百三十七ページから三百三十八ページの実施計画でご説明いたします。

三百三十七ページをごらんください。

収益的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款下水道事業収益として二億四千二百十九万九千円を計上いたしました。

第一項営業収益が一億一千六百二十七万三千元であります。内訳としましては、第一目下水道使用料が八千七百三十七万二千元、前年度比一四・五%の増であります。

第二目雨水処理負担金が二千八百四十六万円、これは雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額として一般会計から繰り入れするものであります。

第三目その他営業収益が四十四万一千円であります。

第二項営業外収益が一億二千五百九十二万四千元であります。内訳としましては、第一目受取利息及び配当金が一千元、第二目他会計補助金が一億二千五百九十二万二千元、これは下水道事業債の償還利子及び分流式下水道に要する経費として一般会計から繰り入れする補助金であります。

第三目雑収益が一千元であります。

第三項特別利益が二千元であります。

次に、三百三十八ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

第一款下水道事業費用として二億一千六百六十一万六千円を計上いたしました。

第一項営業費用が一億三千六百十九万七千円あります。内訳としましては、第一目管渠費が七百五十四万八千円、主なものとしましては、中継ポンプの電気料百万八千円、マンホールポンプ維持管理委託料七十四万八千円、マンホールポンプ等点検業務委託料百九万五千円、污水管清掃等業務委託料二百五十一万七千円などあります。

第二目総係費が四千五百三十一万九千円、主なものとしましては、職員の給与費七百三十三万九千円、岩木川流域下水道維持管理関連市町村負担金が三千六百九十四万一千円あります。

第三目減価償却費が八千三百三十二万八千円あります。

第四目資産減耗費が一千元。



第五目その他営業費用一千円であります。

第二項営業外費用が七千九百四十一万八千円であります。内訳としましては、第一目支払利息及び企業債取扱諸費が七千七百四十一万七千円であります。

第二目消費税、地方消費税が二百万円。

第三目雑収益が一千円であります。

第三項特別損失が一千円。

第四項予備費が百万円であります。

次に、三百三十九ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款資本的収入として九千四百六十万円を計上いたしました。

第一項企業債第一目下水道事業債が九千四百六十万円であります。内訳としましては、資本費平準化債が七千六百万円、公共下水道事業債が一千三百五十万円、流域下水道事業債が五百十万円であります。

次に、支出についてご説明いたします。

第一款資本的支出として二億一千二百五十二万八千円を計上いたしました。

第一項建設改良費が五百十六万円、これは岩木川流域下水道事業建設負担金であります。

第二項企業債償還金が二億七百三十六万八千円あります。

なお、資本的収入額及び資本的支出額に対して不足する額一億一千七百九十二万八千円については、損益勘定留保資金等で補てんするものであります。以上でございます。

○委員長（横山憲一君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横山憲一君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって予算特別委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。

今まで議決いたしました本案に対する予算特別委員会報告書については、本職並びに副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横山憲一君）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

私から一言、熱心な討論を大変ご苦労さまでした。皆様のご協力に無事大役を終えることができました。心から感謝申し上げます。予算特別委員会閉会に当たってのあいさつといたします。

閉 会 午後〇時二分

---

---

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

委 員 長 横 山 憲 一